

川根本町立光の森学園 「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条（学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。）を受け、本校の子供たちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等の目的に策定した。

1 いじめ防止等のための対策に対する基本的な考え方。

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第 2 条より）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校の在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こる可能性のある問題であると認識しなくてはならない。いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

すべての子供は、かけがえのない存在である。いじめを行わないことはもちろんであるが、他の子供がいじめを受けていることを認識しながら放置することはいじめを助長することにつながるものであり、決してあってはならないことである。したがって、すべての子供が安心して学習その他の活動を行うことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われることがないように対策をとる。

また、子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校のみならず、保護者、教育委員会、地域等が一体となり、主体的かつ相互に協力し合っていじめ防止等の対策をとる必要がある。

(3) 学校及び教職員の責務

すべての子供が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、子供がいじめを受けていると思われるときは、校長のリーダーシップのもと、組織的に、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

また、いじめは絶対に許されないことを認識し、いじめられている子供を守り抜かなければならない。

2 いじめ防止等における基本的施策

(1) 学校におけるいじめの防止

ア 子供の豊かな心を育むため、道徳の時間をはじめ、学校教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育を推進する。

イ 縦割り活動を積極的に行い、異年齢集団による心の通う対人交流の場を設ける

ことにより、思いやりと共同の心を育む。

- ウ 人間関係作りを大切にした教育活動の実施により、自己肯定感を育むとともに、友達を大切にし、円滑な人間関係をつくり、互いに認めあえる学校風土をつくる。
- エ 教職員の言語環境を整え、子供の心を傷つけたり、子供のいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 十分な観察と情報収集

- (ア) いじめは目につきにくく、気づきにくい場所や方法で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの可能性を疑いながら子供に声かけを行い、情報収集に努める。
- (イ) 他の学級、他の学年の子供であっても、表情や言動から変化を感じたときは、学級担任、学年主任、生徒指導主任主事、養護教諭、管理職等と情報を共有し、早期発見に努める。
- (ウ) 「音読カード」や「連絡帳」などにより、保護者と連絡を取り合い、子供の変化などについて情報収集に努める。

イ 定期的な調査

- (ア) 「生活アンケート」を実施し、直後に先生相談週間を設け、アンケートの結果を受けて子供との面談を行う。その際、いじめを受ける、する、見ることがないか、実態を把握する。その結果、気になる表れがあった場合、保護者との面談を行い、全職員が対応を共有する。
- (イ) 各学期ごと行う「学校評価」において子供が毎日楽しく目的をもって学校に登校できているかを把握する。

ウ 相談体制

- (ア) スクールカウンセラーの来校日を学級便りや学校便りで保護者に連絡し、専門的な見地から相談ができることを周知する。
- (イ) 「保護者面談」や「学級懇談会」後の時間等、保護者が直接教員と相談できる機会をつくり、学校、家庭における子供の表れの情報交換を行うとともに、学校と家庭が子供の状態を共有し、問題解決ができる態勢を整える。

(3) 保護者との連携

- ア 保護者からいじめの関する相談があった場合は、真摯に耳を傾け、事実関係を確認する。
- イ いじめが認識された場合は、当該保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援やいじめを行った子供やその保護者に対する指導、助言を行う。

(4) 教育委員会や関係機関等との連携

- ア いじめにより子供の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、調査の仕方などの対応について相談する。

イ いじめの内容が深刻で、対応が困難である場合は、教育委員会に報告し、相談するとともに、必要に応じて児童相談所等との連携を図る。

ウ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断されるときは教育委員会に報告し、警察との連携を図る。

(5) SNS等を通じて行われるいじめに対する対策

ア SNS等を通じて発信される情報が、高度の流通性、発信者の匿名性などの特性があることを踏まえ、SNS等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、子供や保護者に必要な啓発活動を行う。

イ SNS等を通じていじめが行われたことが分かった場合、教育委員会に報告するとともに、掲載されているいじめに関する情報の削除を掲載サイト等に求めるよう、いじめを受けた子供や保護者に助言する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を設置する。

(構成員) 全職員

(活 動) ① いじめの早期発見に関すること
② いじめの防止に関すること
③ いじめの事案への対応に関すること

(開 催) 「生活アンケート」実施後に打ち合わせ等で情報共有を徹底する。

※いじめ事案が発生したときは、随時開催する。

(2) いじめに対する措置

ア いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめがあると確認された場合は、学校としての対応について協議・確認し、複数の教員により、いじめを受けた子供およびその保護者に対する助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた子供やその他の子供が安心して教育を受けられるようにするため、必要があると認めるときは、保護者と連携を図った上で、いじめを行った子供が一定期間別室等において学習を行うなどの措置を講ずる。

エ いじめの事案に関係する保護者間で争うが起きることのないよう、事実関係や対応等について十分に説明し、いじめの事案に関する情報を関係保護者と共有する。

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、教育委員会および警察署と連携して対処する。

(3) 校長および教員による懲戒

子供がいじめを行っていることが確認され、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該の子供に対して懲戒を加

えるものとする。

(懲戒とは)

学校教育法施行規則に定める退学(公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、停学(義務教育諸学校に在籍する学齢児童を除く。)、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校の当番の割当て、文書指導などがある。

4 重大事態への対処

いじめにより、子供の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のように対処する。

- ア 重大事態が発した旨を速やかに教育委員会に報告する。
- イ 教育委員会との相談の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ いじめを受けた子供及びその保護者に対し、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

【いじめ防止対策推進法】

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕）】

一 に該当する事案について

例えば

- 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

全教職員が、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。法第 28 条第 1 項の第 1 号に規定する「心身又は財産への重大な被害」については、下記に示す事例を参考に、いじめの行為に係る外形力の大きさや重大性の程度のみには依拠することなく、いじめの行為を受けたことにより生じた被害の子供の具体的状況に加えて、精神的苦痛の大きさ（不登校の状況を含む。）に鑑み、適切に判断する。同第 2 号に規定するいわゆる「不登校重大事態」については、少しでもいじめが疑われる状況があつて不登校に至った場合は、要因がほかにも考えられるとしても、重大事態の発生と捉えることが必要である。また、子供や保護者から申立てがあつた場合は、必ず重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たることを、共通理解しておく。調査の結果、いじめに該当する行為が確認されないこともあり得るが、調査をしないうちから、「いじめの重大事態ではない」などの結論を出すことは絶対にあってはならない。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成 29 年 3 月】

① 児童生徒が自殺を企図した場合

- 自殺を企図したが軽傷で済んだ。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。 ○ 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。 ○ 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の児童生徒から金品を強要され、総額 1 万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ 精神性の疾患を発症した場合

- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続く（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。